

板橋区中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成要綱

(平成25年9月12日区長決定)

最終改正 令和6年6月25日

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、もって難聴児の健全な発達を支援することを目的とする。

(助成対象児童)

第2条 本事業の対象児童は、次に掲げる要件を全て満たす児童とする。

- (1) 板橋区内に居住している18歳未満の児童
- (2) 聴覚障がいに係る身体障害者手帳の交付対象となる聴力ではない児童
- (3) 両耳の聴力レベルが概ね30 dB以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童

(助成対象から除く児童)

第3条 前条の規定にかかわらず、助成対象児童が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に基づき、補聴器の給付等を受けることができる場合は対象外とする。

(助成対象)

第4条 助成の対象は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）別表1(5)に規定する基本構造を満たす補聴器とする。

- 2 補聴器の種類、1台当たりの基準価格（以下「基準価格」という。）及び耐用年数は、別表1のとおりとする。

このほか、区長が必要と判断する場合に、別表2の付属品を加算することができる。

- 3 別表の「耐用年数」欄に掲げる年数の取扱いは、補聴器を使用する児童の年齢、生活状況又は聴力の状況によって、耐用年数に相当の長短が予想されるので、更新の際は実情に沿うよう十分配慮するものとする。

なお、災害等本人の責任によらない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補聴器の購入費の一部を助成できるものとする。

(支給台数)

第5条 補聴器は、装用効果の高い側の片耳分への助成を原則とする。ただし、医師の意見により、区長が教育上、生活上等特に必要と認めた場合は、両耳分として2台を助成対象とすることができるものとする。

(助成額の算定基礎)

第6条 補聴器購入に係る助成金(以下「助成金」という。)の算定基礎となる額(以下「算定基礎額」という。)は、対象者が新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を購入する経費(以下「購入費」という。)として区長が必要と認める額と別表の基準価格とを比較して少ない方の額とする。ただし、前条ただし書の規定により両耳に装用する場合の助成金の算定基礎額は、左右のそれぞれの耳について購入費と別表の基準価格とを比較して少ない方の額とする。

(助成額)

第7条 第4条第1項の規定に係る助成額は、前条に定める算定基礎額の10分の9(1円未満に端数が生じるときは、これを切り捨てる。)とし、算定基礎額を超える部分については助成の対象にしない。ただし、対象児童が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(同法改正に伴う経過措置により行われる支援給付も含む)受給世帯又は特別区民税非課税世帯に属する場合の助成金の額は、算定基礎額の10分の10とする。

(助成申請)

第8条 補聴器購入費の助成を希望する対象児童の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。以下「申請者」という。)は、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、補聴器を購入する前に、区長に申請しなければならない。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による耳鼻咽喉科医師、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(耳鼻咽喉科)の医師又は助成対象児童の主治の医師たる耳鼻咽喉科医師が、助成対象児童の聴力検査等を実施し交付した中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成意見書(別記様式第2号。以下「意見書」という。)
- (2) 意見書に基づき、補聴器の販売業者(以下「補聴器業者」という。)が作成した見積書(デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、その旨を明記した見積書)
- (3) その他区長が必要と認める書類

(助成決定)

第9条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を審査し、助成を行うことを決定したときは、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成決定通知書(別記様式第3号。以下「助成決定通知書」という。)及び中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費支給券(別記様式第4号。以下「支給券」と

いう。)により、助成を行わないことを決定したときは、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成申請却下通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補聴器の購入)

第10条 前条の規定による助成の決定を受けた申請者(以下「助成決定者」という。)は、助成決定通知書に記載された補聴器業者から補聴器を購入するものとする。

2 助成決定者は購入する際、費用の全額を補聴器業者に支払うものとする。この場合において、補聴器業者は、当該支払いをした助成決定者に対し領収書を交付しなければならない。

(助成金の請求及び支払い)

第11条 前条の規定により、補聴器業者から補聴器を購入し費用の全額を支払った助成決定者は、区長に対し、第9条の規定により決定した助成金の額を、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成金請求書(別記様式第6号)に支給券及び前条第2項に規定する領収書を添えて、請求するものとする。なお、デジタル式補聴器の調整加算を算定する場合は、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有し、調整を行った者の資格証明書の写しも添えるものとする。

2 区長は、前項の請求があったときは、内容を審査のうえ、助成金を交付するものとする。

(代理受領)

第12条 前2条の規定にかかわらず、助成決定者が希望する場合は、次項から第6項までの例により、代理受領方式によることができる。

2 助成決定者は、補聴器を受け取ったときに、当該補聴器の購入費から第7条に規定する助成額を控除した額を支払うとともに、補聴器の受領年月日を記入し、署名捺印した支給券を補聴器業者に提出するものとする。

3 助成決定者は、前項の規定により補聴器を受け取る際に、支給券により補聴器業者に助成金の代理請求及び代理受領の委任を行うものとする。

4 補聴器業者は、区長に対し助成金の請求を行おうとするときは、助成決定者から受領した支給券を添えて請求しなければならない。

5 区長は、補聴器業者から前項の規定に基づき助成金の請求があったときは、審査のうえ、支払うことが適当であると認めるときは、助成金を支払うものとする。

6 区長は、助成金の支払いに関して必要があると認めるときは、補聴器業者又はその従業員その他関係する者に対し、質問若しくは照会又は文書の提出若しくは提示を求めることができる。

(決定の取消し)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消し、そ

の者からすでに助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の行為により補聴器購入費の助成を受けたとき
- (2) 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき
- (3) その他補聴器購入費の助成が不相当と認めるとき

(台帳の作成)

第14条 補聴器購入費の助成に当たり、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成台帳（様式第7号）を備え、必要な事項を記載するものとする。

(勉強会の謝礼)

第15条 FM型システム等の導入に向けた勉強会に、外部講師を招いた際は、講師謝礼支払基準に基づき謝礼を支払うことができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業実施について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後のこの要綱の規定は、令和6年4月1日以後の申請に対して適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

別表 1 (第 4 条関係)

補聴器の種類	1 台当たりの 基準価格	基準価格に 含まれるも の	耐用 年数	備考
高度難聴用ポケット型	144,900 円	補聴器本体 (電 池を含む)、イ ヤモールド	5 年	デジタル式補聴 器で、補聴器の装 用に関し専門的 な知識・技能を有 する者による調 整が必要な場合 は、2,000 円を加 算すること。
高度難聴用耳かけ型				
重度難聴用ポケット型				
重度難聴用耳かけ型				
耳あな型 (レディメイド)		補聴器本体 (電 池を含む)		
耳あな型 (オーダーメイド)		補聴器本体 (電 池を含む)、骨 導レシーバー、 ヘッドバンド		
骨導式ポケット型		補聴器本体 (電 池を含む)、平 面レンズ		
骨導式眼鏡型				

別表 2 (第 4 条関係)

補聴システム (FM 型・デジタル方式)	1 台当たりの 基準価格	備考
ワイヤレスマイク	135,400 円	更新する場合は、前回支給から 5 年 以上経過していること。
受信機	97,300 円	
オーディオチュー	5,250 円	

中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成意見書

対象児童氏名		年	月	日生 (歳)
住 所	板橋区	町	丁目	番 号 (方)

※身体障害者手帳（聴覚障がい）に該当する聴力の場合は、本事業の対象ではありません。

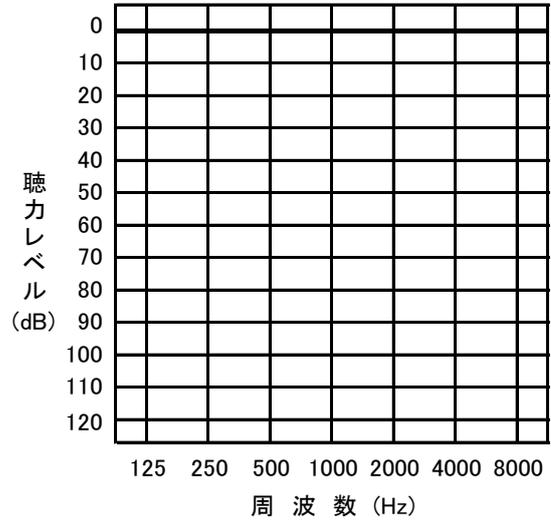
※以下は、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医、障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（耳鼻咽喉科）の医師又は利用者の主治の医師たる耳鼻咽喉科医師が記入してください。

1 聴覚障がいの状況及び所見

- (1) 難聴の種類
伝音難聴・感音難聴・混合難聴
- (2) 鼓膜の状況



- (4) オーディオグラム (別紙可) ※検査可能な場合は
検査法 () 骨導値記入



(3) 聴力レベルと語音明瞭度

	右耳	左耳
聴力レベル	dB	dB
最良語音明瞭度	(dB) %	(dB) %

2 必要とする補聴器等

※該当する部分に○を付けてください。

装用耳	中等度～高度難聴用 (聴力レベル90dB未満)		重度難聴用 (聴力レベル90dB以上)		耳あな型		骨導式		イヤモールド	専門的知識・技能を有する者による調整	補聴システム (FM型・デジタル方式)			
	ポケット型	耳かけ型	耳かけ型	ポケット型	レディメイド	オーダーメイド	ポケット型	眼鏡型			ワイヤレスマイク	受信機	オーディオチューン	
右										要・不要	要・不要			
左										要・不要	要・不要			

※原則は片耳への支給とします。教育上、生活上特に必要があり有効性を認める場合には、両耳への支給が認められる場合があります。

3 補聴器を必要とする理由および具体的効果（言語の習得や生活能力の向上に寄与するなど）

※ 補聴器の装用による具体的効果、両耳装用が必要な理由、補聴システムが必要な理由等をご記入ください。

上記のとおり意見する。

年 月 日

医療機関名
所在地・電話
医師名

中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成決定通知書

第 号
年 月 日

(申請者) 様

板橋区長

年 月 日にありました補聴器購入費の助成申請につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

交付番号	第 号	助成決定 年 月 日	年 月 日
対象児童 氏 名			
対象児童 住 所	板橋区		
対象とする 補聴器等の 種 類		補 聴 器 業 者	
基 準 額	円	購入費の額	円
自己負担額	円	公費負担額	円
備考			

教示事項

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第9条関係）

中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費支給券

交 付 番 号		第	号	助成決定 年月日		年	月	日	
対 象 児 童 氏 名				生年月日		年	月	日	
申 請 者 住 所									
申 請 者 氏 名						対 象 児 童 との続柄			
対 象 と す る 補 聴 器 等 の 種 類									
補 聴 器 業 者	名 称								
	所 在 地								
	電 話 番 号								
基 準 額	円	購 入 費 の 額	円	自 己 負 担 額	円	公 費 負 担 額	円	円	
上記のとおり決定する。									
年 月 日									
板橋区長									
受任補聴器業者 名称・住所				受 領 ・ 委 任	この支給券にかかる補聴器を受領し、自己負担額を支払いましたので、補聴器購入費の支払いを請求します。 なお、この助成金受領の権限を左記補聴器業者に委任します。				
区 処 理 欄	確 認 年 月 日		年 月 日		受 領 年 月 日		年 月 日		
	担 当 係 長				委 任 年 月 日		年 月 日		
	担 当 者				受 領 ・ 委 任 者 氏 名				

中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成申請却下通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

板橋区長

年 月 日にありました補聴器購入費の助成申請につきましては、下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

記

却下した理由

教示事項

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成金請求書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

(請求者)

住所

氏名

対象児童氏名

交付番号

中等度難聴児発達支援事業に係る補聴器購入費助成公費負担額について、下記により請求します。

記

1 請求金額（公費負担額） 円

2 補聴器等購入年月日 年 月 日

3 添付書類（該当を○で囲む）

- ・領収書
- ・調整者の資格証明書の写し

（補聴器業者名 ）
（調整者名 ）

4 振込先

金融機関	() 銀行・信用金庫・農協 () 本店・支店・支所		
預金種別 (該当を○で囲む)	1 普通	2 当座	
支店番号		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

様式第7号（第14条関係）

年度 中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成台帳

整理 番号	申請 年月日	フリガナ 対象児童氏名 (保護者氏名:続柄)	住 所	助成 決定日	助成 の 可否	補聴器・付属 品の種別	調整 加算 の有無	補聴器業者名 (調整者の資格)	基準額	自己 負担額	支払日
	購入費 の額								公費 負担額		
		(:)						()			
		(:)						()			
		(:)						()			